

幼児教育・保育の無償化の施行状況について

令和2年1月31日
内閣府・文部科学省・厚生労働省

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。

趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化

開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化

保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）

預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
- ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
- ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3 . 財源

(1) 負担割合

財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担

事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置

システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4 . 就学前の障害児の発達支援

就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5 . その他

幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施

支払方法：新制度の対象施設 ... 現物給付を原則。未移行幼稚園 ... 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）

認可外保育施設等 ... 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた取組

(1) 実務を担う地方自治体との連携

< 国と地方の協議の場 >

【ハイレベル】「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」

認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、一昨年末に設置。地方3団体の会長と3大臣による会議を10月31日に開催。
地方3団体から首長が参加する幹事会をこれまでに計3回開催。

【実務レベル】「市町村実務検討チーム」

13市区町村と無償化に関する実務を検討するための打合せを、昨年8月から計10回開催。

無償化の対象となる施設・事業ごとの詳細な事務の流れを見える化した実務フロー、利用者や事業者記入いただく申請書の参考様式、自治体担当者用のFAQ、住民や事業者が無償化の概要を分かりやすく説明するための資料、などを作成し、全国の自治体に周知。

< 地方自治体の事務に係る財政措置 >

〔事務費〕初年度と2年目を全額国費負担：H30年度：301億円 R元年度：120億円 R2年度案：360億円

(うちR3～R5の認可外分として120億円)

〔システム改修費〕全額国費負担：H30年度：192億円 R元年度：62億円

(2) 無償化についての丁寧な周知・説明

< 自治体向け説明会 >

都道府県等説明会(5月30日)

都道府県主催の市町村説明会に内閣府職員等派遣(6月以降 計51回)

< 広報 >

特設ホームページを開設 多言語対応、Q&A、個人シミュレーション

ポスターを全国の自治体に配布

テレビCM、新聞・ウェブ広告

コールセンターの設置

幼児教育・保育の無償化の施行状況について（令和元年10月1日現在）

1. 無償化の対象となる施設・事業数

（1）特定子ども・子育て支援施設等

	新制度の対象とならない幼稚園 (特別支援学校含む)	預かり保育事業	認可外 ^{*1} 保育施設等	合計
施設・事業数	4,255	15,099	25,819	45,173

*1：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の合計

（2）特定教育・保育施設等

	幼保連携型認定子ども園 (地方裁量型認定子ども園含む)	新制度幼稚園 (幼稚園型認定子ども園含む)	保育所 (保育所型認定子ども園含む)	地域型保育事業	合計
施設・事業数	5,207	5,705	23,573	6,457	40,942

2. 無償化の対象となる子ども数

（1）施設等利用給付認定子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	574,456	新制度の対象とならない幼稚園
第2号	353,952	認定子ども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
第3号	17,773	認定子ども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
合計	946,181	

（2）教育・保育給付認定を受けて施設等を利用している子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	617,999	認定子ども園、新制度幼稚園
第2号	1,609,316	認定子ども園、保育所
第3号	112,519	認定子ども園、保育所、地域型保育事業
合計	2,339,834	

*2：「施設等利用給付認定子ども(第2号、第3号)」には、「教育・保育給付認定子ども(第1号)」で預かり保育事業等を利用する子どもが含まれる

*3：住民税非課税世帯に限る

3. 保育所等における副食費の徴収月額(平均)

「教育・保育給付認定子ども(第2号)」に限る

（1）公立施設

	副食費徴収施設数	副食費月額(円)	【参考】主食費月額(円)
認定子ども園	1,121	4,225	687
保育所	7,273	4,450	733

（2）市区町村が副食費の徴収を把握している民間施設

	副食費徴収把握施設数	副食費月額(円)	【参考】主食費月額(円)
認定子ども園	4,276	4,571	1,239
保育所	9,747	4,559	997

4. 運営基準条例等の制定・改正状況

（1）特定教育・保育施設等に関する運営基準条例

・全市区町村が改正を行う必要があるが、令和2年9月30日までの経過措置あり

改正を行った自治体：1,037
うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：221

（2）市区町村独自の認可外保育施設の基準を定める条例

・制定は市区町村の裁量による

施行済み自治体：18
令和2年1月1日までに施行予定の1市を含む
制定済みだが未施行の自治体：4
令和2年1月1日までに制定予定の3市を含む
うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：3
今後、制定予定の自治体：28

<出典>

1(2)：内閣府「認定子ども園に関する状況について」（平成31年4月1日現在）

【公立】文部科学省「令和元年度 学校基本調査」（令和元年5月1日現在）

【私立(新制度)】文部科学省「令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」（平成31年4月1日現在）

厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」（平成31年4月1日現在）

その他：内閣府調べ（令和元年10月1日現在）